



にしかん

第422号

令和6年(2024年)

11月3日

毎月第1・3日曜日発行

【編集・発行】新潟市西蒲区役所 地域総務課
〒953-8666
新潟市西蒲区巻甲2690番地1
電話 0256-73-1000(代表)
FAX 0256-72-6022

◀ 西蒲区ホームページ ▶
<https://www.city.niigata.lg.jp/nishikan/>

● 西蒲区データ 人口 52,787人 (-75) 世帯数 21,034世帯 (-5) 男 25,601人 (-36) 女 27,186人 (-39)

※9月末現在の住民基本台帳。
カッコは前月末比

区役所の 庁舎整備を 進めています！

問 地域総務課庁舎整備担当 (☎0256-72-8156)



1 新庁舎整備事業の進捗状況

現在、基本設計の発注準備と工事期間中の仮庁舎計画を検討するとともに、周辺道路の改良については近隣の自治会やコミュニティ協議会と話し合いを進めています。

令和7年度末には仮庁舎に区役所機能を移転し、令和8年度に現庁舎の解体を行います。その後新庁舎建設を開始し、令和10年度末頃の竣工を目指します。

区役所新庁舎の整備事業について、随時区HPで公開しています。



2 新庁舎は現在地で建て替えます

- 現在の庁舎が建て替え可能な場所である
- 既存用地を活用することで、より早く整備できる
- 政令市以降、区民に浸透している場所である
- JR 巻駅が近く利便性が高い
などの観点から、現在地で建て替えるという判断に至りました。

3 これまでにいただいた主な意見と回答

昨年度には20回以上の住民説明を行い、延べ600人を超える人から参加いただきました。また、今年3月から4月にかけて基本構想(案)に対するパブリックコメントを行いました。

住民説明やパブリックコメントでいただいた主な意見と回答を紹介します。

意見	回答(方針)
1 現在地での建て替えはどのような経緯で決まったのか。	2に記載の観点や、これまでの経緯、皆さんからのさまざまな意見、要望を踏まえつつ、市として総合的に検討した結果、現在地で建て替えるという判断に至りました。
2 現在地では敷地が狭く、アクセス道路が十分ではなく大型車が入れないのでは。	周辺道路の改良について、近隣住民の皆さんとの話し合いを進め、できることから着手します。
3 現在地では、災害時に自衛隊や支援物資の受け入れに対応できないのでは。	災害時の区役所は、情報収集と発信をはじめとした司令塔としての役割となります。その他の機能は出張所などの既存施設を活用します。
4 現庁舎が「耐震性にも問題があり早急な対応が必要な状況」ならば、仮庁舎の建設場所選定や引越しを優先すべきでは。	現庁舎は耐震性不足や老朽化に加え、令和6年能登半島地震によりダメージを受けました。仮庁舎建設も含めて、できるだけ早期の新庁舎完成を目指します。

4 庁舎の現状

現在の建物は建築後60年以上経過しており、耐震性に問題があるとともに、エレベーター未設置などバリアフリー対応も不十分です。また、雨漏りや天井・壁のひび割れや破損が生じるなど、著しく老朽化が進んでいることから、早期の建て替えが必要です。

▼1階天井雨漏り ▼雨漏りや段差 ▼1階柱のひび割れ ▼おもいやり駐車場側外壁コンクリート一部剥離



5 西蒲区役所新庁舎基本構想

昨年度開催した西蒲区役所新庁舎基本構想検討会議や住民説明の場でもいただいた意見、パブリックコメントの結果などを踏まえ、今年5月、新しい西蒲区役所の基本構想を策定しました。基本構想は新庁舎整備にあたり、現状や課題を明確にするとともに機能や位置、規模、事業スケジュールなどを記載しています。

新庁舎整備の4つの基本方針と必要な機能

基本方針	庁舎機能(主な整備)
1 人と人があたたかくつながるまちづくりの中心的存在となる庁舎	(1) 相談機能(相談室、ついたて) (2) 交流機能(多目的スペース、交流スペース) (3) 利便機能(広い待合室、デジタル技術導入)
2 区民の皆さまから親しまれ、快適で利用しやすく、気軽に訪れていただける庁舎	(1) 1つの窓口に専門職員が入れ替わり窓口に向く職員派遣型の窓口機能 (2) ユニバーサルデザイン(分かりやすい案内表示、ベビーベッド) (3) 情報発信・情報共有機能(情報発信・共有コーナー、観光・文化資源などの展示)
3 安心・安全で快適な生活基盤づくりに貢献する庁舎	(1) 災害指令機能(災害対策室、非常用発電設備) (2) 耐震機能(構造的に十分な耐震性を確保)
4 時代の変化に柔軟に対応でき、次世代につながる庁舎	(1) 融通がきく庁舎機能(庁舎空間効率化、更新性のある設備) (2) 環境負荷低減機能(ZEB(※)化、再生エネルギー設備)

※ZEB→快適な室内環境を実現しながら、建物で消費するエネルギーの収支をゼロにすることを旨とした建物のこと

令和7年4月1日利用分から施設使用料金が変わります

問 地域総務課 (☎0256-72-8102)

スポーツ施設や、文化施設などの「公の施設」の使用料について、令和6年3月に策定された「公の施設に係る受益者負担の設定基準」に基づき、令和7年4月1日利用分から使用料を改定します。下記は改定内容の一例です。詳しくは市ホームページ(右記二次元コードから閲覧可能)や各施設にお問い合わせください。

市ホームページ



1. 無料から有料になる施設

- ・巻農村環境改善センター(多目的ホール:午前、午後、夜間いずれも560円)
- ・岩室農村環境改善センター(多目的ホール:午前、午後、夜間いずれも960円)
- ・巻郷土資料館、岩室民俗史料館(両館とも一般(15歳以上)の入館料260円/回)

2. 値上げとなる施設の一部

- ・西川総合体育館(トレーニングルームなどの個人利用 250円/回→310円/回。体育館全面の専用利用 3,000円/時間→3,630円)
- ・澤将監の館(一般(15歳以上)の入館料300円/回→390円/回) など

3. 値下げとなる施設の一部

- ・西川学習館(講堂Aを午前の枠で貸館利用する場合 4,000円→2,960円)
- ・岩室すこやかセンター(体育館を午前の枠で専用利用する場合 4,200円→330円) など